

平成30年度 兵庫県児童養護連絡協議会 事業方針（案）

1. 児童養護施設を取り巻く状況

◎社会福祉法改正

組織経営のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等を目的に社会福祉法が改正された。この法改正に沿い社会福祉法人としての「公益性」を発揮し、その使命を果たすことを目的に計画された「アクションプラン2020」（全国社会福祉経営者協議会）では、社会福祉法人行動指針（社会福祉法人に求められる取組課題）として「人権の尊重」「地域との関係の継続」「コンプライアンスの徹底」「ガバナンスの確立」等が掲げられている。

これらは各法人・施設の取組み課題であることは当然ながら、公益法人である一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会の取組み課題でもあることを強く認識する必要がある。

◎児童福祉法改正、「新しい社会的養育ビジョン」

平成28年改正児童福祉法において、児童福祉法制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、「子どもが権利の主体」と位置づけるとともに、子どもの「家庭養育優先の原則」が明記された。

この改正児童福祉法に基づき今後の社会的養護の全体像が示された「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、市町における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所、一時保護改革、フォスタリング機関事業の構築、乳児院等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、子どもの自立支援など、改正法の理念等の具体化と、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示された。

「新しい社会的養育ビジョン」の内容は、社会的養護、特に施設養育の現状を十分に理解・反映されていない等の意見はあるものの、児童福祉や社会的養護の本来的なあり方が示されたものとして前向きに評価し、今後の児童養護施設（施設養育）に課せられた役割を果たしていかなければならない。

◎『都道府県計画の見直し要領（骨子案）』『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて（仮題）〈たたき台〉』

児童養護施設（施設養育）の役割として提示された「施設の高機能化及び多機能化・機能転換」について、高機能化の具体的内容は、障害等のある子どもや虐待を受けた子どもを対象に心理的ケアや医療的ケアを行うこととされ、その為の職員配置として心理職員や看護師等の医療スタッフの配置が提唱されている。また施設養育を行う際は、児童相談所や市区町村、施設等が協働して、子ども・保護者・家庭等への支援方針を明確にして家庭復帰に最大限努力するとして、児童養護施設機能におけるソーシャルワーク機能の強化についても提唱されている。さらに多機能化については「里親等支援や地域家庭への支援」とした上で、養子縁組支援やフォスタリング機能の受託、市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化、児童家庭支援センター運営事業、子育て短期支援事業がその具体的内容と示されている。

社会的養護をめぐる上記法改正や報告書にあるように、児童養護施設の果たすべき役割は大きく変化

してきている。このような中で兵庫県児童養護連絡協議会は、平成28年改正児童福祉法の理念である「児童の最善の利益の保障」と「家庭的養育優先の原則」の具現化に向け、次の掲げる事項に取り組んでいくこととする。

2. 重点的実施事項 ※は別紙「施設の高機能化・多機能化のための検討体制について(案)」参照

(1) 権利擁護に関するコンプライアンスの徹底

児童福祉法第1条には、「全て児童は、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達(略)を等しく保障される権利を有する」ことが明記されている。また「全国児童養護施設協議会倫理綱領」では職員の使命として「私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命(せいめい)と人権を守り、育む責務があります。」と表明されている。

兵庫県児童養護施設協議会のすべての施設や職員は、これら理念や目的を具現化する責務が課せられている。そのため、児童の権利条約や児童福祉法、児童養護施設運営指針、子育て支援規準等、子どもの権利擁護に関するコンプライアンスの徹底に取り組んでいきたい。

<具体的取り組み>

①権利擁護チェックリストの協議会宛提出

全国児童養護施設協議会が実施するチェックリストについて、各施設から全養協への提出に加え県養協事務局へも提出する。これにより県養協内の各施設における権利擁護の状況等を把握するとともに、県養協の顧問弁護士や監事等にも提出し意見や評価を仰ぐこととする。

②児童の健全な発達支援を目的とした児童行事の実施

施設養育の特性である児童集団や職員集団を活用し、そのグループダイナミックスを子どもたちの社会性の習得等の健全な発達に結び付けるようスポーツや文化活動等、児童の年齢等に応じた活動や行事を実施する。

③児童間性的暴力等への対応

厚労省より各府県宛に「児童養護施設に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」が通知された。本通知では、性的暴力等の発生防止のために、性的暴力等に関する職員の認識や危機意識を向上させること、施設職員以外の者が関与する仕組みを構築すること等が提案されている。

県児童課やこども家庭センターと連携しながら、すべての施設における子ども間性的暴力等防止のために取り組んでいきたい。

(2) 高機能化への取り組み

児童養護施設に求められる専門性の一つは「高機能化された養育」である。具体的には、障害等のある子どもや虐待を受けた子どもなどの情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくこ

とが求められる。

今後、児童養護施設に従来の家庭代替機能（安心・安全な生活の提供）を基盤に、心理的・医療的ケアや家庭復帰や家族再統合の為のソーシャルワーク機能等が求められる中、施設養育の高機能化のための条件整備に積極的に取り組んでいきたい。

<具体的取り組み>

- ①一時保護（委託）のあり方を検討する※
- ②児童養護施設における福祉職や心理職、看護職等専門職のあり方の検討※
- ③自立支援計画表の見直し※

(3) 多機能化への取り組み

児童養護施設に求められる専門性の一つは多機能化、つまり児童養護施設の持つ養育のノウハウを基盤に、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことである。児童福祉法改正により市区町村における子ども家庭支援体制の構築が重要視される中、市町との連携における児童養護施設の専門性提供に取り組んでいきたい。

<具体的取り組み>

- ①児童養護施設が実施するフォスタリング機能の検討※
- ②児童相談所や市町との連携の検討※

(4) その他

<具体的取り組み>

①人材確保・定着の取り組み

良質な人材確保・定着は喫緊の課題である。人材の確保について、従前からの兵庫県社会福祉協議会福祉人材センターや兵庫県保育士養成協議会との連携に加え、施設の多機能化に対応するため、社旗福祉士や心理士や看護師等の関係団体との連携も検討していきたい。

また人材定着に関する協議会全体の取り組みとして、入職4年目以上の中堅職員で構成された職員部会（幹事）の専門性を協議会全体の為に活用する方向で、協議員会と職員部会の連携のあり方についても検討していきたい。

②社会的養護自立支援事業の実施

平成30年度より、児童養護施設等を退所（措置解除）した児童の内、自立のための継続的な支援を必要とする児童を対象に原則22歳に達するまで支援を行う事業が開始された。具体的には支援コーディネーターを配置し、継続支援計画に基づく支援を行うこととされている。

兵庫県においても県養協事務局に支援コーディネーターを1名配置し、支援コーディネーターが各施設のFSW等やこども家庭センター等と連携し支援活動を行うこととなっている。生活支援や就労支援等の実施により、子どもたちの社会的自立の実現のために積極的に取り組んでいきたい。